

# 令和2年9月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和2年9月9日 水曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 一般質問

( 1 0 : 0 0 )

**議** 長 ご起立をお願いいたします。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和2年9月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議** 長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、堀池浩議員及び山口隆議員を指名いたします。

**議** 長 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております、会期日程案のとおり、本日から9月30日までの22日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月30日までの22日間と決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

**議** 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

**議** 長 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

諸報告の前に、先日の台風9号、10号、そして熊本県をはじめとする全国的に発生した7月の豪雨災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された多くの方々へお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興を願っております。いずれにしても、本町においては、各地区ではそれぞれ大小の被害が発生したようですが、人命にかかわるような大きな災害が発生しなかったことに胸をなでおろしているところです。

また、コロナウイルスについても収束の目途も立たず全国的に感染拡大が広がる中、幸いにして本町での感染者は発生しておりませんが、近隣市町で

は感染拡大の傾向が見られ、大変心配をしているところです。町民の皆様をはじめ、議場におられます方々も感染防止に努め、ご注意いただきながら毎日をお過ごしくださいますようお願いを致します。それでは諸報告に移ります。

去る7月16日、西九州自動車道建設促進期成会総会が、平戸文化センターで開催をされ、松浦佐々道路や佐々インターから大塔インター間の4車線化工事の進捗状況の報告があり、その後、令和元年度事業報告並びに収支決算と令和2年度事業計画案と収支予算案が審議され、いずれも可決されました。最後に各道路の早期完成や4車線化の整備促進、安定的な道路関係予算の確保等について決議されたところです。

次に8月6日、長崎市において令和2年第1回長崎県町村議会議長会臨時総会が開催をされ、会務報告、令和元年度歳入歳出決算の承認、表彰規定の改正等が審議され、いずれも承認し、閉会をいたしました。また、県下8町の各議会におけるコロナウイルス対策について意見交換を行ってきております。

次に8月21日、長崎市において令和2年第2回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催をされ、令和元年度一般会計歳入歳出決算・特別会計歳入歳出決算の認定、専決処分の報告、承認が行われ閉会をいたしました。

次に8月24日、東彼杵道路建設促進期成会で、知事並びに県議会議長へ要望活動を行いました。主な内容は、地方の道路整備促進に必要な財源の確保、国道205号 佐世保市から東彼杵町（東彼杵道路）の早期事業化、国道205号に係る交通安全対策事業として川棚医療センター入口交差点改良の早期完成、新型コロナウイルス感染拡大の影響で冷え込んだ地域経済を回復するため、物流・観光に寄与し地域経済を支える道路整備事業の推進を要望しております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した「議長諸報告」が6月定例会以降、私が主に出席した会議等であります。

その他お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書、6月実施分、7月実施分、8月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読をお願いいたします。以上で、私からの報告を終わります。

す。

( 1 0 : 0 5 )

**議 長** 次に、日程第4「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。本日ここに、令和2年川棚町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜わり、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして2点行政報告をさせていただきます。

まず、台風9号、台風10号についてでございます。9月2日から3日にかけて通過いたしました台風9号、そして9月6日から7日にかけて通過いたしました台風10号は、いずれも近年にない直撃型の非常に強い台風であり、しかも、立て続けの到来であったことから大変厳しい対応を迫られたところであります。台風9号は、通過した時間帯が満潮と重なったことから、海岸地域においては、多くの海上浮遊物が打ち上げられ、道路の通行に支障が出たほか、川棚西部漁港三越防波堤も被害を受け、トマト、きゅうり、アスパラガスのハウス並びに牛舎、堆肥舎の屋根が破損するなどの被害が生じております。台風10号につきましては、接近前から特別警報級の予報であったことから、9月4日金曜日に緊急課長会議を招集して対策協議を行い、通常、避難所として開設する中央公民館及びいきがいセンターの2か所以外の避難所の設置を検討したところではありますが、折しも、3小学校がすべてトイレ改修の工事中であり、避難所として利用することができなかったことから、川棚中学校を避難所として開設し、合計3か所の指定避難所を開設して対応いたしましたところであります。開設した3か所の指定避難所には、合計234世帯、418人の方々が避難され、本町における記録的な避難者の数となったところでもあります。また、9月6日16時10分に町内全域に避難勧告を発令したほか、16時42分に暴風警報が発表されるのと同時に、災害対策本部を設置し、職員の第1配備を行い、約30名が翌日まで避難所の運営などに従事をしたところでもあります。こうした状況の中、今回、多くの地区公民館を自主避難所として開設していただいたところであり、コロナ禍の中にあって、避難者の分散化を図るうえで、大変ありがたいことであり、自主避難所開設をいただいた地区に対しまして、この場を借りて心か

ら感謝を申し上げる次第でございます。今回の台風9号、10号の立て続けの到来により、家屋や倒木の被害、停電の被害などが数多く発生しておりますし、農産物の被害も心配であります。被害を受けた方々に対して心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りする次第であります。また、停電の影響によりまして、下水道施設において、町内各地の下水道マンホールポンプが停止したため、可搬式発電機で運転を行ったり、バキューム車でマンホール内の汚水を汲み取り、川棚浄化センターへ運んだりするとともに、水道施設においては、木場郷の木場第1水源において、揚水ポンプが停止をしたため、山道浄水場から給水車で木場第1配水池に浄水の補給を行い、断水を回避したところであります。なお、下水道施設においては、7日のうちに復旧し、また、木場地区の上水道施設においては昨日夕方に復旧し、現在は平常運転を行っているところであります。

次に、熊本県球磨村への職員の災害派遣についてであります。7月豪雨は、九州各地で大きな被害をもたらし、特に熊本県においては多数の死者が出るなど甚大な被害があり、7月4日に長崎県に対し最も被害の大きかった球磨村への総括支援チームの派遣要請があったところであります。そこで長崎県においては、県及び県内市町村による派遣チームが組織されることになり、本町にも職員の派遣要請があったことから、7月31日から8月8日にかけての第4陣支援チームの一員として、税務課職員の1名を派遣をしたところであります。折からの猛暑の中、廃校となっていた多良木高校避難所において、9日間にわたって避難者の支援に従事したところであります。避難所は、被害を受けた球磨村から離れた場所にあったことから、球磨村の被害状況を見る機会はなかったとのことであり、また、避難所が開設されてから既に一定期間が経過し、避難生活も比較的落ち着いていた状況であったとのことではありますが、避難所において長期間にわたって避難生活を送る方々の状況や避難所運営の在り方など、非常時における対応について見聞を深めることで、職員としてよい経験になったのではないかと思います。以上2点、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会における行政からの提出議案であります。人事に関する同意等の案件3件、専決処分の報告1件、令和2年度各会計補正予算5件、令和元年度各会計決算認定7件、条例制定1件、工事請負契約の締結3件、

その他の案件2件であります。提案理由につきましては、その都度説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これで行政報告を終わります。

(10:14)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第5「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告者は4人であります。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、小田成実議員。

**7 番 小 田** おはようございます。議席番号7番、小田成実です。町職員におかれましては、7月の豪雨、台風9号及び10号における被害復旧などを、このコロナ禍の中、対応、ご尽力いただいていることに感謝申し上げますとともに、コロナ感染症の一刻も早い終息を願うものであります。それでは通告にしたがい一般質問を行います。

先の臨時会において、災害避難所である地区公民館に感染防止に考慮した備蓄品用の倉庫設置及び感染防止に係る備蓄品を配備する決定がなされたことは、地区防災活動に大変有意義なものと考えます。避難を要する災害時には「災害避難所である地区公民館」の果たす役割は、地区住民に安全と安心をもたらすことであります。地区公民館での避難所運営を考えると、行政との連携が重要になると考えるので、次の点を尋ねます。

①備蓄品の管理は誰がするのか、また管理台帳や使用マニュアルを作るのか。

②地区公民館を避難所として開設した場合の運営は、自主防災組織に任せるのか、また行政としての「災害避難所である地区公民館」の位置付けと支援策はどのように考えているのか。

③コロナ感染症が終息するまでの間は、「三密」を避けるための収容人員制限等をするのか。

④避難してきた人に、熱や咳などの症状、いわゆる感染症の疑がある場合の対応はどうすればいいのか。

⑤地区公民館避難所の運営に係る講習会などを開催する考えは。

以上、地区公民館避難所の運営に関する基礎的な事柄を質問いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。



町 長 小田議員の災害避難所である地区公民館の運営についてのご質問にお答えいたします。

ただいま議員からは、5つの項目についてご質問いただきましたので、順次お答えをしてみたいと思います。

まずはじめに、今年7月の豪雨に関しまして、総代会では各地区総代の皆様に災害状況と避難行動のアンケートを実施されており、その集約した結果を地区公民館への避難の実態と課題として整理し、町にご提供いただき、その中において、いろいろと問題提起をいただいているところであります。今回の総代会からの問題提起につきましては、町行政として地域の実態を把握するうえで大変貴重な情報であり、この場を借りてそのご労苦に感謝いたしますとともに、そのご提言を踏まえたうえで、お答えをしてみたいと思います。

まず、①の「備蓄品の管理は誰がするのか、また管理台帳や使用マニュアルを作るのか」についてであります。これにつきましては、既に自主防災組織へ配布済みの資器材等と同様に、今回、お配りしようと計画している備蓄品などの管理についても、自主防災組織において行っていただきたいと、このように考えております。備蓄品などは、在庫管理や保存期間など、適切な管理を行うことが望ましいので、できれば管理台帳を備え付けて管理をしていただきたいと考えております。そうした場合の管理台帳の提供につきましては、それを希望される場合は、標準的なものを町において作成して配布をしたいと考えております。また、使用マニュアルにつきましては、通常、防災用品には非常時に簡単に使用できるような配慮がされており、また、それぞれ説明書も付いておりますので、特に作成する必要はないものと、このように考えております。

②の「地区公民館を避難所として開設した場合の運営は、自主防災組織に任せるのか、また行政としては「災害避難所である地区公民館」の位置付けと支援策はどのように考えているか」とのご質問であります。これにつきましては、開設した場合の運営は、基本的にその自主防災組織の判断によって運営をしていただくものであるとこのように考えます。

また、位置付けとしては、行政が設置をするものではなく、地域自治会等による自主的な避難所設置という位置付けであります。この点につきまして

では総代会から、冒頭に申し上げましたアンケート結果による避難所の課題として、いくつかのご提言をいただいております。その中の避難物資の備蓄がないという課題につきましては、今回、地方創生臨時交付金を活用して実施する災害避難所感染防止対策補助事業において地区公民館における備蓄品の提供を予定しているため、支援策として一定のご要望にお応えできるのではないかと、このように考えております。別の課題として、避難所の運営について、マニュアルや訓練が必用というご指摘もいただいているところであります。そういった管理運営、いわばソフト面の支援も行政として行う必要があると、このように考えております。しかし、各地区の公民館において共通して使用できるマニュアルをすぐ作成することは難しいと思われまので、他の自治体の例など情報収集をしながら、マニュアル等の作成について検討をしていきたいと考えております。

③の「コロナ感染症が終息するまでの間は、「三密」を避けるための収容人数の制限等をするのか」というご質問であります。これにつきましてはご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、いわゆる三密を避け、ソーシャルディスタンスの確保が必要であります。

④の「避難してきた人に、感染症の疑い、いわゆる熱や咳などの症状がある場合の対応はどうすればいいのか」につきましても、別室など隔離した場所で過ごしていただくような措置が必要ではないかと考えます。

③及び④につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として新たに生じてきた課題であり、大変悩ましいものであります。感染防止を図るため、適切に対応していただく必要があります。国などから発出されたガイドラインなどを提供することにより、各自治会において事前に想定していただくことができないかと考えております。

⑤の「地区公民館避難所の運営に係る講習会などを開催する考えは」につきましては、今回のご質問の各項目の解決にも関わってくることであります。各自治会公民館において災害避難所の対応を行政としてお願いしていくうえで、何らかの対応が必要であると思っているところであり、講習会を開催することができるようにしていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 小田議員。

**7 番 小 田** はい。それでは1項目ずつですね、追加で質問をさせていただきます。

まず①の管理に関することですが、以前もですね、自主防災組織が結成された地区にはですね、資機材が支給をされました。で、その状況を見るとですね、資機材を配備をした、配布をしたということですね、そのあとその資機材はどのように取り扱われているかというふうな確認もまったくなかったと思います。なのでですね、これを機にですね、やっぱり台帳作成、あるいは管理状況の確認というのをしていくというのはですね、大変重要になると思いますので、希望をされればというふうな発言もあったかと思いますが、希望をしなくてもですね、必ずそれはしなければならないというふうにはできないかですね。それとですね、それをいつするかというのに関してですね、防災の日というのがありますよね。その防災の日に合わせてですね、そのような備蓄品などの点検、管理報告などを各地区に義務付けるような方法をとれないか、まずお尋ねいたします。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。ご指摘の管理を義務付けるという件でございますけれども、これにつきましてはですね、一律な義務付けというのはまだ検討の余地があるんじゃないかなと考えております。自治会におきまして、まだこれ配布はまだでありますけれども、比較的今までの資機材というのはですね、繰り返し使用できるというものでありますので、消耗してしまうというのは比較的少なかったのではなかろうかなと思います。そういったことから、確か平成26年ぐらいから資機材は配布を始めておりますけれども、そういったことから、その後の使用状況、管理状況がどうなっているかを特に求めたことはありません。それは先ほど申し上げましたように、消耗性のあるものは比較的少なかったからと、そういう理由であります。今回配布するのはですね、基本的に自治会の方で選択をしていただいて、ご希望になるだけ答えるようなことで配布をしたいと考えております。当然、中には消耗してしまうもの、それとか保存期間ですね、これが5年であるとか、そういった限られているものもあります。そういったことから、先ほど町長の答弁にもありましたように、管理は適正に行っていただきたいというふうに考えておりますけれども、この義務付けというのをですね、果たしてどこまでお願

いできるか、これはまだ検討をさせていただきたいと思います。何分にも、すべてで37地区あります。実際に備え付けるのが多少減るかもわかりませんが、こちらとしてもその管理のですね、年に1回なり報告を求めるといこと、それを果たしてこちらも十分管理はできるか、これはまだ検討の余地があると思いますので、その辺はまだここでしますといことは申し上げられない、そういう状況であります。以上です。

議 長 小田議員。

7 番 小 田 はい。管理をするといのはですね、大変重要になってくるので、是非とも検討してですね、それも各地区に負担がならない程度の管理状況を把握できるようにしていただきたいと思います。

それからあと、全地区37地区ありますけども、大体その均等にとはいかないと思いますけども、1公民館あたり世帯数を勘案して、例えば何人分程度、あるいは世帯数の何パーセント程度の人数分を配備をするかといふうな検討はされてるのでしょうか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。その辺もですね、まだ具体的な数字といのは示しておりません。これは県の備蓄計画ではですね、大体3日程度を賄えるものといガイドラインは出てるんですけども、それをもとにですね、どういふうにしていくか、これは今、各地区もですね、世帯数、人口、かなりまちまちであります。それを一律にパーセンテージなり数量でしていいのかと、そういう問題もありますので、そこら辺もですね、検討させていただきたいと考えております。

議 長 町長。

町 長 先ほど議員の方からは、配布した資機材、備蓄品について点検をする必要がないかといようなご質問をいただきましたが、せっかく防災の日といのが定められておりますので、年に1回はやはりそういった日に点検をしていただくといことは、非常に意義のあることではないかといふうに思います。したがって、今後そういった方向で自治会とも協議をしていきたいと、このように思います。以上でございます。

議 長 小田議員。

7 番 小 田 はい。今、町長から答弁がありましたけども、防災の日とい

うのをですね、利用してですね、地域住民に対してもですね、防災意識を高めるうえでもですね、是非ともそのような対応をしていただきたいと思います。

では、次のですね、②の件に関して質問をいたしますけども、自主防災組織、地域の自主性に委ねるといふようなことですが、避難所の開設をですね、ところがですね、地域によっては公民館の建築年数とかですね、あるいはその立地条件、公民館の裏にすぐ崖があるとかですね、そういうふうなことで地区の総代さんが、避難所として果たして開設していいものかと悩んでいるというふうな地区もあると聞いておりますけども、その点どういうふう

に判断をされているのかお尋ねいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総務課長** はい。ご指摘のようにですね、各地区公民館の地理的な状況ですね、これもまちまちであります。先ほど議員がご指摘されたように、公民館によっては土砂災害警戒区域に入っているところもあります。そして、それぞれの建物の建築年ですね。災害に備える耐久性といいますか、どのくらい頑丈であるかですね、これもまちまちです。建築年によっても違いますし、構造等地区によって違うという状況であります。その中で、中にはですね、災害避難所としてすることは適当であるか、そういう疑問が出るころもあります。それはですね、これも各地区とですね、話し合っ

て決めていきたいと思

います。それで先ほど総代会からご提言をいただいたところと町長が申しあげましたけれども、これについてはですね、総代会役員会全体ではちょっと無理だとこの前話し合ったところなんです

が、総代会役員会とですね、具体的にどうい

うふう

に課題を克服していくか、これも一緒に意見交換を行いな

がら今後協議を続けていきたいというふう

に、こういうお約束をしております。そういった中で

ですね、この避難所としての向き不向きとい

いますか、そういったことも選別というのも出てこ

うかと思

います。これは相談も

ですね、お約束をしているのは、次には10月中旬に

というお約束を

しているんですが、1回では済まないと考えて

おります。何回か協議を重ねて

ですね、よりよい課題解決に向けていき

たいと考えておりますので、現在はそのような状況であるということ

でご理解をいただ

きたいと思

います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

7 番 小 田 はい。今の件に関してですけれども、総代会です、アンケートをされておられると、総代会としても前向きにですね、対応をしておられるというふうなことで、今後の協議にもなるというふうなことですけれども、例えばですよ、地区の公民館の強度とか立地条件とか何とかを総代会と一緒に調査をしてですよ、ここの地区の公民館は避難所としては適さないというふうな判断もして、そういうふうな指示を、指示というか、そういったことを総代会にあててされるのかお尋ねします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 そういった具体的なことに関しましてはですね、今日予定をするお約束はできません。ただ、議員からご指摘いただいたことはですね、協議の重要な点だと思いますので、それを踏まえて協議をしていくという、現時点ではそういったことをご理解をいただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 はい。すいません、答弁が前後になりまして。その避難所についてはですね、せっかく地区の公民館に避難したけど、その避難所が被災をしたということになりますと、これは大変なことでありますので、今、議員がご指摘いただいたようなことにつきましてですね、やっぱり地区と町とで協議をしながら調査をすべき事項だろうと、このように思っておりますので、今後総代会役員会とそういった内容についても協議をしていきたいと、このように考えます。以上でございます。

議 長 小田議員。

7 番 小 田 はい。地区公民館の避難所に関してはですね、1つは地区の総代さん方と十分協議をして進められていただきたいと思います。それでこの一時避難所なんですけれども、地区公民館はですね、あくまでも一時避難所としての考え方なのか、あるいはもう1件、地区公民館がですね、避難所として運営をするにあたり、いろいろな対応が求められますけれども、町が運営されているですね、避難所に準ずる対応をとっていくべきなのかというのをお尋ねいたします。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。地区の公民館を避難所として活用する場合には、先ほど壇上で言いましたように、あくまでも地域の自主防災組織

の考え方で開設をされております。したがって、その地域の自主性にお任せをするということが基本的な考えではないかと思えます。今回特に台風10号につきましては、特別警報級だというふうな情報が先に流れておりましたので、避難所の数も多分増えるだろうと、できれば避難者の方は近くの公共施設に避難した方がいいんじゃないかというような考えもお持ちで、そういう中では各小学校を避難所として開設したらどうかと、こう考えたわけではありますが、先ほど壇上で述べましたようにトイレの改修中でありまますので、使えない状況でありましたから、やむなく川棚中学校1か所にしたところでございます。今後は今回の台風10号の経験を受けて各3小学校を避難所として開設するという方向性を示したところであります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。今の今後各地区3小学校を避難所として考えていくと、町運営のですね、そういうことで理解してよろしいのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。まったくそのとおり理解してもらって結構でございます。特に今までは学校につきましては冷暖房完備がありませんでしたので、暑いさなか、あるいは寒いさなかの避難は大変だということで、そこまでは考えておりませんでした。今回3小学校、中学校とも冷暖房が完備されましたので、避難所に適するという考え方で教育委員会とも協議をして今回中学校の開設につながったわけでありまして。今後は4つの学校も含めて開設をしていきたいと、こう考えております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。今後は3小学校、中学校まで含めて4学校ですかね、これが避難所として考えていけるというふうなことはですね、地域住民にとっても大変ありがたいことだと思いますので、早急に整備諸々お願いをしたいと思えます。それからですね、あと各地区の避難所公民館で開設をする場合、あくまでも自主的なものというふうなことでありますが、例えばですね、どこそこの公民館に避難所を開設をしましたというふうなことを町に連絡をすればですね、そこにですね、町職員が巡回をして、指導じゃないけど見回りをしてもらおうとか、あるいはいろいろな体調の変化とか何とかが出た

避難者がおられた場合はですね、町の方から看護師とか保健師とか、そういうふうな方々の巡回派遣というのは考えられないでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい。理想としては確かにそういったことがいいのではないかと思います。ただ、限られた職員でありますので、そこまでは多分難しいだろうと、今回においても協議をしたところであります。こういったことにつきましても、総代会役員会と協議をして、今後対応していきたいと思えます。以上でございます。

**議**            **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。3小学校と中学校、4つの学校が避難所として今後対応できるというふうなことでですね、ひとつ大きな安心を受けました。

では次のですね、三密の関係でちょっとお尋ねをいたしますけども、このコロナ感染下の中ですね、やっぱり密を避けるというのは大事で重要なことだと考えますけども、例えばですね、三密を避けるために1人何平米、例えば畳何畳分ぐらいを確保をした方がいいのか、あるいはその他の三密を避けるその基準というのは何かあるんでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい。一般的に言われているのは、ソーシャルディスタンスについては2メートル、最低でも1メートル、人と人との距離ですね、そういったことが言われておりますので、国が示しているそういった基準に沿って検討していくべきであろうと、このように考えております。総務課長の方であと答弁をさせます。

**議**            **長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。この新型コロナウイルス感染症対応時の避難所につきましてはですね、国の方でもレイアウトであるとか、それをもってお示しをしております。そこでは例えば、町長が申しあげましたように、1人区画が3メートル程度ですね、3メートル四方、そしてその3メートル四方から1メートルから2メートルぐらい空けることが望ましいというふうな措置があります。ただこれはですね、今テレビで出てますようにパーティションで区切ったりとか、簡易的な小っちゃいテントでするとかですね、まちまちであります。これを各地区ごとですね、どうするかっていうことになると、もう



それを基本原則としていろんなアレンジがあろうかと思えます。そういったのをですね、答弁にも申しておりますが、各地区に配布をして参考にしていただきたいなど、そういうふうに考えております。以上です。

**議**            **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。それでは次の項目のですね、要するに感染症の疑いがある人が避難してきた場合の対応でちょっとお尋ねします。まず避難してきた人にですね、熱や咳など、いわゆる感染症の疑いがあるなというふうな人が来られたらですね、地元での対応というのはなかなか困難であると思えますので、役場行政の方に連絡をしてですね、そのような方を、例えば町運営の避難所へ町の公用車で移動をしていただくというふうな対応はとられるのかお尋ねします。

**議**            **長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。おっしゃったような感染症の兆候が見られる方ですね、これは今回ですね、幸いにしていらっしゃらなかったようであります。ただ、議員がおっしゃるようになりますね、もしそういう方が現れた場合、それは隔離なりの策が必要です。それをですね、各地区においてそういう別室があるのかどうかですね、そういった問題もありますし、それと一般的にはですね、トイレも共用することはあまり適当ではないと、そういうのがあります。ですから、そういう地区において環境が整わない公民館についてはですね、おっしゃったように職員がその方をどこか適当な場所に収容するような、ちょっと言葉はあれですけど、収容に向かうとかですね、そういったことも今後検討していかなければいけないというふうに思っております。以上です。

**議**            **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。ぜひとも今のですね、ないのが一番いいんですけども、万が一というふうなこともありますので、今後そのような状況が発生した場合はですね、ぜひとも行政の対応を確実なものに検討をしていただきたいと思えます。

次のですね、地区公民館避難所の運営に係る講習会などについて尋ねます。この地区公民館をですね、避難所として運営をする場合ですね、おそらくその各地区の自主防災組織の方の役員になられた方々などはですね、避難

所運営の方法などを知られない方がほとんどだと考えますけども、防災の日などに合わせてですね、それ以外でもいいですけども、避難所運営の仕方とか、こういうふうに最小限は運営をしてくださいというふうな講習会というのが開催できないかというのを、そういうふうな講習会を開くような計画というのは具体的にあるのかというのをお尋ねいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総務課長** はい。これにつきましてはですね、町長の答弁で申し上げておるんですが、できるようにしていきたいと、そういう考えはあります。ただ実際問題としましてですね、今回、防災交通係長がかわりまして、まだ1年目であります。この防災担当の係、係長1名と係員兼務1名という、そういう体制でおりますけれども、今までこの係に来た職員にはですね、自主防災リーダー養成講座という、これは県が毎年開設しておるんですけども、3日間にわたって地域の自主防災のリーダーを養成するための講座というものが行われておりまして、現在、防災交通係の職員にはこれを必ず受講するようにしています。それでこれは非常にですね、私も講習会のテキストしか見たことないんですけども、3日間にわたってですね、各種災害、いろんなどんな災害があるのかとか、避難所の運営であるとか、避難所へどう連れて行くのか、そういうのを非常に詳しく説明する講座であります。今のところそれを受けているのは1名しかいないという状況であります。そういったことからですね、今度の係長にこれを受けさせたいと考えておりますし、そういった講習、まず講習する側の研修ですね、これを深めないとなかなか地域へ出向いての研修、講師役になるというのは難しい話であります。そういった講師になるべき職員のもので、養成というのを心掛けている状況です。ただし今のところそういったことで、1名しかいない状況でありますので、近々ですというものは申し上げられない状況ですね。ただ、そういう講師を、地区に出向いて講師となり得る人材の用意は今しているところです。また、そのほかにもですね、県の方の出前講座、これは今まで各地区にですね、県の危機管理課であるとか、そういったところから災害に対しての講習であるとか、消防署から来て救急措置の研修であるとか、それを地区の要望に応じてこちらで手配してですね、地元公民館でそういう講習会を設けたというのは非常に多くあります。これからもそういう外部者の適切な講師の活用

ですね、こういったものも踏まえながら考えていきたいと思いますので、その点、近々にはちょっと無理なんですけれども、そういう考えであるということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

**議 長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。今の自主防災リーダーのことでちょっとお尋ねしますが、自主防災組織は組織をされた地区にですよ、3日間の自主防災に関する講習会か研修会に参加をした人も各地区にも結構いらっしゃると思いますが、その講習会とその職員が受けられる3日間の講習というのは異なるんですかね。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** お答えいたします。これはまったく同じ講習会であります。

**議 長** 小田議員。

**7 番 小 田** まったく同じ講習会であればですね、地区住民の方、各地区の役員さんの方にもこの自主防災リーダー研修を受けられた方が何人かはいらっしゃると思います。私も3日間は受けたことがあります。よってやっぱりですね、災害避難所の運営に関してはこういうふうなノウハウを持った人の人材育成が大変重要になるというふうなことで質問をしました。早急には無理というふうな発言がありましたけれども、無理な原因は何でしょうか。なぜ早急にこういうふうな対応をですね、とっていけないのか、あるいは他市町の状況を見てと言われますけれども、川棚町が率先してですね、進めていくべきではないかと私は考えますけれどもどうでしょう。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** ご質問の内容はですよ、各地区に出向いて講習会をすることはできないかということですね。これはするとしたら職員なりがですね、出向いて責任もってやるべきだと考えております。それが今、手薄な状況でありますのでなかなか難しいと申し上げているわけですよ。ですから、この自主防災リーダー、これは今度もですね、近々各地区に今回東彼杵町であります。ぜひ受けてくださいということでご案内をします。そういった人的な住民の方の要請というものは考えておりますけれども、あくまでご質問にあったような講習会は、公民館に出向いてする、これはちょっと時間をくださいと申し上げておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思

います。

**議 長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。了解しました。私がちょっと若干勘違いをしている部分もありましたので、ぜひともですね、こういうふうな自主防災のリーダーというふうにノウハウを持ってる人の養成というのはですね、大変重要になってくると思いますので、ひとつ地域と協力をしながらですね、進めていただければと思います。それに併せてですね、各地域にはですね、地域資源、いわゆる人材がですね、たくさんいらっしゃると思います。例えば元看護師であったりとか保健師であったりというふうな人、そういうふうな人たちがですね、多数おられると思いますので、災害時の緊急時に備えてですね、そういうふうな方たちの掘り起し、あるいはその協力体制のお願いとか、そういったことはできませんか。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。そういった人材ですね、看護師であるとか、元消防士であるとか、いろんな方がおられます。そういった掘り起しも重要な点であろうと思います。ただこれは地域の情報としてですね、やはり我々行政でどこまで把握できるか難しい面もありますので、これは地域に、地域といえますか各自治会にですね、協力を仰ぎながらそういったことも検討が必要であると考えております。以上です。

**7 番 小 田** 終わります。

( 1 0 : 5 6 )

**議 長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 0 : 5 6 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 1 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議 長** 次に、炭谷猛議員。

**1 1 番 炭 谷** 通告番号2番、議席番号11番、炭谷猛であります。ただいまより、通告文にしたがい一般質問を行います。

1、石木ダムが建設された場合の美味しい飲料水の確保について。

「春は黄色の帯のよう 石木川に寄り添って 水辺の菜の花どこまでも 初

夏は日暮れて帰り道 石木川のほとりでは ふわふわホタルが飛んでいます ここはこうばるホタルの里 自然を守る人が住む」とあり、この歌は川原郷の広場の看板に掲げてあります石木川の清流と自然豊かな山里を表したものであり4番まであります。

この水、水分、命の水と言われるように、人間にとっては生きるために一番大切なもの、そして人間の身体の7割が水、水分でできていると言われております。この毎日の町民の生活と生きがいを支える川棚町の大切な水、おいしい水道水の水源の取水所が川原地区にあるホタルが舞うおいしい水源として町水の約3割に水道水として現在使われております。この取水方法が石木ダムが建設されることによって、根本的に変わっていかうとしており、現在のおいしい水がまずい水になることを危惧しており、町民の皆さんとともに考えていきたいと思っている次第であります。以下、川棚町の水道水の水源が石木ダム問題にどう関わっていくのかを質問をいたします。

まず、川棚町の取水量の現状を見ますと、前年度、令和元年度川棚町水道課の配水統計年間集計表によりますと、水系を申せば、山道系、木場系、猪乗系と3系統ありますが、主系統を占めている山道系について述べさせていただきます。この山道系の1日平均取水総量は平均で6,530トンであり、山道系では石木川1,777トン、27パーセント、約3割、川棚川1,221トン、約20パーセント、場内浅井戸3,531トンは54パーセントとなっており、5割を占めておるようであります。

3つの取水箇所での、水源水質（透明度・不純物度合い・臭気等）の順位は、1位が石木川、2位が浄水場内浅井戸、3位が川棚川で、2位3位は若干の差であるというふうに聞いております。これが現状の原水の内容です。

一方、こちらにあります長崎県の石木ダム事業説明資料「石木ダム」、21年3月の発行であります。長崎県が発行したものであります。もう1つありますが、これは発行期日がはっきりしませんので、こちらを見ていきたいというふうに思っております。このパンフレットによりますと、長崎県の石木ダム説明資料、石木ダムの分水槽より山道浄水場へ1日当たり5,000トンと、川棚川堰より1日2,500トンの合計量7,500トンとあります。また、このパンフレットには、川棚町の石木ダム完成後の取水方法については、ダムができると不安定な川棚町の既得取水量を安定的に取水でき

るようになります。また、川棚川からの2,500トンは今行どおり山道からの取水となりますとも書いてあります。ここで川棚町が石木ダムの水、昨年12月の議会において町長の答弁にありましたように、石木ダムの選択取水またはエアレーションを行った水、この5,000トンを山道系のどの分に充てていこうと考えているのか。それと、川棚川堰よりの2,500トンは、現在の川棚町の水道の水源にどれに充当するのか等の将来のこのことを書かれた水道課予定または川棚町のパンフレット、水道の取水に関わる件についてパンフレットが今のところ私には見当たりません。それと川棚町の総合計画が10年、あるいは5年ごとに発行されておりますが、この基本計画の中にも取水量について、川棚町の水源が変わっていくというふうなことは一切書かれてないように私は確認しております。そこで考えられるのは、現在の取水方法がダムを造って流れている水を、ダムに金かけてためて、わざわざ汚して、そして選択取水までして飲むということよりも、まだ現在の、先ほど申しました配水量の方がかなりよいのではないかと私は何十年も前から思っており、このダムを造ることには意見を申ししてきましたが、県知事や県幹部の職員もなかなか聞いてはくれないのが現状です。こういった意見を町民の皆さん、町外の方にも多くあるわけでありますが、これもまた川棚町長も依然として聞いてはくれない状況が続いております。また、最近はこの意見がかなり多く出はしたものの、逆に最近はこの水の問題について非常に疑問を持つ人が半端な数ではないというふうに私は判断をいたしております。なぜかと言えば、それははっきり言って、町民の安全でおいしい水、水道水を飲み続けたいからというふうに私は思っております。また、水道水の現状とダム問題とは町民にはなかなか知らされる機会が少ない。そういった現状であり、不安と不信感といいたしまししょうか、今後の先のダムが形を形成されてできつつある中において、水道事業の現状がこういったところにもあるように思います。川棚町民の飲料水、水源の大転換をこの重大な歴史的な政治的判断を山口町長の姿勢を迫られている中、以下の点を尋ねます。

①現在の取水量の5割を占める水質2位の場内浅井戸の水を、石木川から取水にすれば、将来にわたる町民のおいしい水の確保に、近くならないかということをおもうが、どうでしょうか。この水は今のところどちらの水を優先していくのか。また、これをどう先ほどの件に対して使っているのかという

ことも含めております。

2番に、場内浅井戸水との水質条件、石木ダムができた場合の水と、場内浅井戸の比較はどうであろうかというふうな質問です。

3番目、場内浅井戸水を残した方がまだよいのではないかというふうな、以上であります。

次に、2問目に入らせていただきます。質問事項、堰堤の無い治水・利水のあり方について。

最近の熊本、福岡豪雨に見られるように、今までには見られなかったような、局地的な豪雨をもたらす「線状降水帯」の形成も相次ぎ、地球温暖化を背景に多数の犠牲者を出す水害は絶えず、防水専門家は「行政が対策を強化しても、防ぎきれない。住民自らが課題を見つけ、命と地域をどう守るかを論議してほしい。」と述べております。そういった環境に変わってきた、また、そういう時代になってきたということでもあります。

57年前に計画された石木ダムは現在では、利水面では佐世保市への1日4万トンの供給が主であります。近年佐世保市の水道水需要は減少の一途をたどっており、石木ダムを必要とはしておりません。また、目的である川棚川での洪水防止ですが、河川改修が済んだことにより、城山公園下の改修も現在進められており、改修が済めば過去最大の洪水が来ても溢れずに流せます。これは中村法道知事も認めております。2014年7月11日、川原公民館での知事発言であります。下流の内水氾濫は、ダムでも防ぐことはできません。治水、利水もまったく不要なダムであり、特にここにあげておきたいのが最近の気象温暖化による気象変動といいたいでしょうか、気象変化であります。2020年7月8日の長崎新聞によりますと、2017年7月の九州北部豪雨、18年7月の西日本豪雨、19年10月の台風19号、毎年のように水害は絶えない。気象庁の分析では、日本列島の大雨は地球温暖化が後押しして増加傾向だ。10年から19年に1時間50ミリ以上の雨が降った回数は、平均1年あたり約327回。これを1976年から1985年間の約226回から大きく増えています。この記事の中からもわかるように、いつどこで大雨、豪雨が起こるかわからない状況であり、近年は線状降水帯、次々と発生する発達した雨雲、積乱雲が列をなした組織的な積乱雲群というふうに解説をされておりますが、各地でいつ、またどこでも起こり得る

状況になっていきました。こういった現象が先々月、佐世保、川棚地区でも同じようなことがあっています。6月25日、佐世保市では3時間雨量181.5ミリを記録。これは観測史上最大であったということでもあります。相浦川と早岐川では氾濫危険水を越えるも、我が川棚町の雨量は大したことがなく、警戒水域にも至っていないという事実もあります。次に川棚町の近況の状況であります。広報かわたな、町発行の機関誌には7月の大雨を振り返るといふことで、これによりますと川棚町の降雨量は7月10日一日最大雨量12時から13時で94.49ミリ。そしてこの時間帯での波佐見が11.5ミリ、波佐見は最高が24ミリ。その当時の山道橋80ミリ、このときの虚空蔵では69ミリが記録されており、川棚川の水位は山道で最高1.3メートル、氾濫危険水位の4.5メートルのはるか下。つまり川棚川は雨量が、水位が上がっていないということです。このことは石木川の流域に降った大雨は川棚川の水位にはほとんど影響せず、逆に川棚川上流に大雨が降っても石木ダムではとめられない。つまり石木ダムは川棚川の治水対策としては、甚だ効果が少ないということを見解してきましたが、この事実はこのことを訴えているというふうに私は思っております。こういう気象変化が今後はいつどこで起こってもおかしくないが、特に石木ダムが必要性から見て疑念が深い中、絶対に必要のないダムに何を好んで下流域の住民、町民が安全性の危ういダムのリスクを背負わなければならないのか。そして、ダムによる災害、犠牲者が出て国、県も補償をしないのが今の現状であります。石木ダム問題の現実については、堰堤ができるまでは水没地権住民が苦しめられ、堰堤ができてしまえば、下流域住民と上流残存住民が苦しめられていく、そしてダムができれば新たなこの苦しみがまた始まっていくというだけです。これが石木ダム問題の現実だと思います。また、これが日本中のダム問題、課題でもあると思います。この具体的な相次ぐ災害が始まっており、既にこれがまさに豪雨災害です。この悪循環に終止符を打つ形の中で、国土交通省も動き出し、流域治水を始めることを検討し、既に発表をしております。今現在の石木ダム問題で県、佐世保市、それに川棚町、それぞれの行政機関の57年とあまりにも長いときと半世紀という時間が経って、時間が過ぎてしまった今、起業者たち、つまり長崎県と佐世保市が自ら招いた閉塞感の中にある石木ダム問題であり、石木ダムが建設される町の現地の町長



として、57年間を川棚町役場職員として42年、その後、川棚町長をして県の姿勢も知事の姿勢も見てきた現町長、山口町長3期目の中、町政に生きてきた山口町長は何らかの手を打つべき、いや、今打つ時期になってきているのではないのでしょうか。

ここで山口町長にお願いがあります。この長崎県のダム政策に方向転換を少しでも変えていく手立てを打つことができるのも、また現町長しかいないし、町長がダムの非を訴えれば川棚町民の民意の理と情にかなった意思には、理解を得ることができると思っております。正当性には非がないという言葉があります。もう一度言いますが、ダム問題においては、堰堤ができるまでは水没地地域住民が苦しめられ、堰堤ができてしまえば下流住民と上流残存住民が苦しめられていく。ダムができれば新たな苦しみが始まっていくだけです。これがダム問題です。このことを胸に刻んでいただき、そこで堰堤の無い治水・利水のあり方を、県、佐世保市に提唱し、この石木ダム問題を再検討を行ってもらえるよう、川棚町長の方から要請をお願いできないでしょうか。私たち川棚町民のため、すべての県民のため、あらゆる人々のために私はよりよい方向ではないかというふうに思うのであります。最後になりますが、この答弁についてはなかなか結論を求めるといことはいきませんが、今現状の中であることをきちっと討論していければというふうに思っておりますが、この旨、一旦壇上での質問を終わらせていただきます。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 炭谷議員のご質問にお答えいたします。

ただいま2項目にわたってご質問いただきましたので、まず「石木ダムが建設された場合の美味しい飲料水の確保について」のご質問にお答えいたします。

まず最初に、「本町の水道事業の現状と、ダム建設後の取水内容が分かりにくい状況である」とのことですので、昨年6月の定例会の一般質問にもお答えいたしておりますが、山道浄水場における水道水源の取水形態の現状とダム完成後の取水形態について、再度ご説明を申し上げます。現在、川棚町水道事業の山道浄水場では、河川管理者から水利使用の許可を得て、川棚川と石木川から合わせて日量7,500トンの取水ができることとなっております。その内訳であります。石木川からは日量5,000トン以下

で、川棚川から取水する場合は、日量7,500トンから石木川からの取水量を減じた水量とされております。また、自己水源として場内浅井戸から日量7,800トンを取水できることにしており、全体では日量15,300トンの水源を確保いたしております。石木ダムの完成後においては、川棚川から日量2,500トン、石木ダムからの直接取水で日量5,000トン、場内浅井戸から日量7,800トン取水できる形態となります。しかし、石木川の水質は不安定のため、実際には、先ほど議員が壇上で述べられたとおり、令和元年度においては、石木川からの取水は1日平均1,777トンの取水にとどまっているところであり、議員がご指摘の長崎県の石木ダム建設事業についての説明資料7ページに記載されております川棚町の取水方法については、既得水利権の水量が石木ダム完成後においては、安定的に日量5,000トンを取水できることとなるということが記載されているところであり、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、①についてでございますが、過去10年間の取水実績は、場内浅井戸から約5割から6割、石木川から約2割から3割、川棚川から約1割から2割程度となっており、先ほど、議員が述べられた令和元年度の実績と、ほぼ似通った数値となっております。本来、石木川からは日量5,000トン取水できることになっておりますが、流水利用者、いわゆる農業用水との取水協定において、5月1日から10月20日までの一定期間は、原則取水できないことから、安定的な取水ができない現状となっております。また、場内浅井戸の水質は、山道浄水場に隣接している川棚川の水質とほとんど似通った数値となっております。そこで、ダム建設後、石木ダムからの取水に変更すれば、将来にわたって町民へのおいしい飲料水の確保にならないのではないかと、このように懸念されているようではありますが、ダム湖の水質管理対策としては、昨年6月の定例会の一般質問にもお答えいたしましたように、先ほど議員も述べられましたが、水中に空気を送り込み、ダム湖内の水を循環させ、水面の温かい水と底の冷たい水を混ぜ合わせることで、水面の水温を低下させ、植物プランクトンが水面に集まりにくくしてアオコの発生を抑える、いわゆる曝気装置を設置することにより、水質保全に取り組むことと、このようにされております。また、ダム湖から取水する水の取水位置を、湖面から湖底近くまで自由に選べる選択取水方式を採用される計画

であります。これは、ダム湖の水温や濁りの状況に応じて、取水位置を選んで取水する方式であり、選択取水設備の設置・運用により、浄水処理に影響を与えない水を取水することができることになるということでもあります。以上のことから、石木ダムが建設された場合は、渇水時でも既得水利権の水量である日量5,000トンを実定的に取水することができるようになりますので、ダム湖からの水を優先して取水することにより、今まで以上に実定的に供給できるものと、このように考えております。

次に②についてであります。川棚川、石木川及び場内浅井戸の水質検査は、水道法に基づく水質基準項目中の消毒副生成物及び味を除いた39項目の検査を年1回行っております。また、水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染の程度を把握するため、大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を1か月に1回、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を3か月に1回行っています。また、石木ダム湖の水と場内浅井戸の水との水質条件の比較につきましては、まだ石木ダムができていない現状でありますので、水質の良し悪しを比較することは不可能であります。

次に③についてですが、山道浄水場系の給水区域内の計画一日最大給水量11,195トンに対し、石木ダムからの安定水源は日量5,000トンであり、不足する分は、場内浅井戸と川棚川から取水することになります。場内浅井戸の日量7,800トンは重要な取水施設であり、今後も継続して所有することが、本町の水道事業にとって不可欠であります。したがって、石木ダムが完成しても、場内浅井戸を残さないという選択肢は考えておりません。

次に、「堰堤の無い治水・利水のあり方について」のご質問にお答えいたします。まずはじめに、この度のご質問では堰堤という言葉が使われておりますが、堰堤とはいろんな解釈があるようで、たとえば農業用水を取水するために河川内に設置をされる井堰も含まれますので、ここではダム、石木ダムのことと捉えて、そのように判断して答弁をさせていただきます。

今、議員が述べられましたように、今年の7月豪雨では、全国各地で多くの被害が発生し、特に熊本県球磨川と福岡県筑後川においては甚大な浸水被害が生じたところであります。改めて、亡くなられた方々やご家族の皆様にご心から哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々、被害を受けられた

方々に衷心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

炭谷議員が言われたように、今までには見られなかったような局地的な豪雨をもたらす線状降水帯の形成が相次いで発生しており、多くの被害が出ているようであります。本町におきましても、いつこのような豪雨に見舞われてもおかしくない状況であり、川棚川の治水対策は喫緊の課題と、このように認識をいたしております。そのような中、国土交通省は、今後も気候変動の影響により、水災害のさらなる頻発化・激甚化が懸念される中、国民の安全・安心を守り、我が国の経済成長を確保するためには、防災・減災、国土強靱化等の取組をさらに強化する必要があるとして、地震災害や水災害、火山災害など、あらゆる自然災害に対し、国土交通省として総力を挙げて防災・減災に取り組むべく、令和2年1月21日に防災・減災対策本部が設置をされております。さらに国土交通省では、気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、これまでの河川管理者などの取組だけでなく、流域に関わる関係者が主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があるとして、河川管理者や下水道管理者などによる治水に加え、国、都道府県、市町村、企業、住民などのあらゆる関係者により流域全体で行う治水、いわゆる流域治水へ転換するために、全国の一級水系において、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を流域治水プロジェクトとして示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していくと、このようにされております。

川棚川は過去に、死傷者や住宅倒壊、床上・床下浸水など甚大な被害を経験していることから、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であり、住民の安全・安心を確保することは、これは行政の責務であります。そこで河川管理者である長崎県が、「石木ダム建設が一番効果的で有益性がある」として、石木ダム建設事業に取り組んできているところであります。県からは、「治水・利水の代替案については、これまで、川棚川の様々な手続きの中で検討を行い、いずれも石木ダム案が経済的に最も優位で、現実的との結果が出ており、現在においても、それには変わりない」と、このようにお聞きをいたしております。

石木ダム建設事業により、関係者の皆様には、大変なご心労をおかけしていることと、心苦しく思っておりますが、既に移転をされている8割の地権者の方々やその他地元関係者の皆様のご理解とご協力をいただき、これまで

いろいろな水源地域対策を県や市と連携しながら進めさせていただいてきており、これからも引き続き、生活再建も含め、水源地域対策に取り組んでいこうと、このように考えております。反対されている地権者の皆様方のふるさとに住み続けたいという思いは理解をしているつもりではありますが、町長としてのふるさと、これは以前も申し上げましたが川棚町であります。私たちの川棚町が、より安全で安心して暮らせる町になりますよう、石木ダムの建設につきましては、議会も行政も推進の立場で取り組んでいるところであります。したがって、堰堤の無い治水・利水のあり方を知事に提唱する考えはありません。どうか炭谷議員にも、ぜひご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げますと存じます。

なお、先ほど広報かわたな「7月の大雨を振り返って」という記事において、1時間最大雨量94.49ミリ、24時間最大345.89ミリの雨が降った。それでも川棚川の水位はそんなに上がらなかった。したがって、ダムはいらないのではないかとのご発言がありました。確かに川棚川水系河川整備計画によりますと、1時間雨量が110ミリ、24時間雨量が400ミリという設定で計画をされております。したがって、今回は1時間94.49、24時間345.89ということで、非常に似通った数字になっております。しかしよく調べてみますと、1時間最大雨量94.49ミリ降ったのは10日の12時から13時、24時間最大雨量の345.89ミリが降ったのは6日の6時40分から7日の6時40分までであり、降った日がずれていたため水位の上昇は見られなかったのではないかと、このように思っているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 第1番目の水の問題の水量の件について再質問を行います。

いろいろ説明があったわけですが、それは長崎県が言う川棚町に対しての水利権の計算であって、それと石木川の取水量、現実にとっている川棚町の取水の現状プラス取水できる能力を今伺ったわけですが、その中で今の井戸水の分、場内井戸水の分は石木ダムにそっくり入れ替えるという感覚でよろしいのかということと、石木ダムから5,000トンを取水することですか。県が言うように5,000トンとしてありますが、その5,000トンを、川棚町の、この中の6,500トンの中のダムの水を5,0

00トンを使うというふうに認識をしてよろしいわけですかね。そこら辺の説明がちょっとよく聞き取れませんかし、理解できないところがあります。で、山道浄水場のその場内の7,800トン取れる、可能であるその分はそのまま残しとくというだけのことで、現実にはどの分、石木ダムの分の5,000トンと川棚川の2,500トンの中からだけで水道事業を今後行っていくというふうに捉えていいわけですかね。ということがどうもその説明と数量的なものがわかりませんで、現実には水道事業はどう展開していくというのが示されてない中で、そのことをひとつ。

それと2番目の件でありますけども、一番最後に言われた川棚の流量のあの例は現実にはダムを造る、造らないじゃなくって、川棚川に降った水が波佐見で大量に降った場合と、虚空蔵山系の石木川に降った場合の差といいますのが川棚に、その川棚川本流の下流に及ぼす影響を言ったものであり、最大の雨量を調べて氾濫とか何とかにつながるんじゃないかと、私が言った意味は川棚で降らない場合、また川棚で降って波佐見川で降らなかった例を挙げております。その点はちょっと勘違いないようにご理解をお願いします。そういった中で、川棚町長、これは今説明があったことは、県が言っているようなことというふうに思うわけでありまして、ですから川棚町長自身が、その川棚町の首長として言っているというふうな理解になかなか乏しい発言が多いわけでありまして、その点についてはまた質問をしたいと思います。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。第1問目は水道の水源についてのご質問でありますので、まずは水道の水源を確保するためには、いわゆる水利権というのが必要であります。先ほど言いましたように、川棚町の山道浄水場での水利権につきましても、川棚川から7,500トン、そのうち石木川からの取水を引いて、そして川棚川からの取水をします。合わせて7,500トンとなっております。そして場内浅井戸から7,800トンということで、1万5,300トンの取水権があります。この範囲内で取水をすることが原則であります。そういった中で、基本的には現状ではですね、石木川の水が一番綺麗な状況でありますので、本来は石木川から5,000トン取水したいんですけど、要は先ほど言いましたように、用水管理者、田植えの時期から10月まではそちらの方が優先されますので、石木川からはなかなか安定的に取

れない。炭谷議員もおっしゃったように令和元年度においては1,777トンしか取れてない。本来5,000トン取水できるんですけど、そういった状況で1,777トンしか取れてない。これは石木ダムができますと5,000トン安定的に供給できるということになります。したがって、この安定的に取水できるということは、安定的に給水できるということにつながりますので、石木ダムについては、川棚町水道事業としては大きなメリットだと、このように捉えております。それから、ダム湖の水質について非常に危惧されておるようではありますが、これはまだできておりませんので、結果的にどういう水質で取水できるのかわかりませんが、これまで県が説明してきた水質浄化の方法を見ますと、川棚川の河川水、あるいはそれ以上の良質な水ができるのではないかと、このように考えております。そういったことを先ほど壇上で述べたところであります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 1つだけ、時間がありませんので。ダムの水を取水するというふうなことでありますけども、私が一番最初から唱えているのは、水道水のおいしい水、つまりうまい水、そのことについては非常に水道の中でも水道法でも難しいし、規定がないような状況でありますし、水道法によれば39項目、あるいはそれ以上の項目に合格をすればよいというようなところで、厚生省も許可をし、その枠はつくっておるようではありますが、このうまい水ということにこだわっていくならば、そのダムとの関連性は非常に私は気になるということは、町民が誰もが拭えない問題というふうに思っております。確かに今の川棚町の水がどのくらいの各近辺の推移の中にあるのか、うまさなのかということは、なかなか比べてすることもできませんし。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 時間です。

**1 1 番 炭 谷** そのことだけを私はきっちりと言って、うまい水ということ  
を気にしていきたいと思えます。以上で終わります。

( 1 2 : 0 1 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 2 : 0 1 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議 長** 次に、小谷龍一郎議員。

**2 番 小 谷** 議席番号2番、小谷龍一郎です。通告文にしたがって一般質問を行います。

住宅地区エリア（山手、旭ヶ丘、若草、新百津、数石）の町道法面について。令和2年3月定例会の一般質問におきまして、この住宅エリアの町道法面についての質問を行いました。そのときの答弁の中で、住宅地区エリアの法面保護の工法を令和2年度で検討し、令和3年度に具体的な予算化を図ると答弁がっております。この件に関しまして、その後の進捗がどのようになっているのかを質問いたします。以上です。

**議 長** 町長。

**町 長** 小谷議員の、「住宅地区エリアの町道法面について」のご質問にお答えいたします。

住宅地区の町道法面の対策につきましては、3月議会において一般質問をいただきましたので、今後、年度計画での整備について検討していきたいとの答弁をしていたところであります。これにつきましては、平成30年3月に、当該地域の一部が土砂災害警戒区域に指定され、当該指定区域には、町有地の急傾斜法面も含まれておりましたので、早急な整備の必要性を感じ、そのような方針を示したところであります。その折に、議員から町道法面の保護については、具体的なお提言もいただきましたので、今後の対策をどのように検討していくか、担当課長に説明をさせたところであります。その折に、担当の建設課長から令和2年度中に工法等の検討がなされ、令和3年度から具体的な予算化が図られればよいのではないかということで、課内協議を行っている旨の発言を行っております。

そこで、その後の進捗はどうなっているかのご質問ではありますが、現在、建設課内で優先順位を含め、実施方法等について検討を行っているところであります。具体的な検討内容につきましては、再質問をいただければ建設課長に答弁をさせますが、いずれにいたしましても、まだ、3月議会から半年経過したばかりでありまして、しかも担当課長も4月1日付で交代をしておりますので、具体的な検討がなされてきているのか、ちょっと私も不安がありますけれども、もう少し、12月議会ぐらいに質問をしていただければ



ばよかったのではないかと考えておりますけど、そういったことで現状を建設課長に答弁をさせます。いずれにいたしましても、多額の財源が必要となりますので、補助事業等での事業化も含め検討させることにしておりますが、できればお約束したとおり、今年度中に地域全体における個々の対策について取りまとめたいと考えているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

**議**            **長** はい、小谷議員。

**2 番 小 谷** それでは担当課の方でもうちょっと具体的に説明をいただければと思いますので、説明の方をよろしく願いいたします。

**議**            **長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。それでは建設課内で検討している内容についてご説明いたします。町内にはですね、多くの町道法面があり、財源も限られております。そこで、まずは法面等ですね、崩壊があった箇所につきましては、そのまま放置しておきますとさらに崩壊が進み、大規模な災害を誘発する恐れがあるため、優先して対策を進めることを検討しております。現在若草地区においてはですね、一部崩壊がありましたので、その対策工事を施工中であり、11月末には完成予定であります。次にですね、安定した勾配がある場所についてはですね、路肩の保護などを行ってですね、防草対策を含めて検討をしていきたいと考えております。それ以外にですね、地質や土質等ですね、調査が必要な箇所についてはですね、工法の検討が必要となりますので、コンサルタントへですね、委託を行うなど今後検討を行いたいと考えております。以上です。

**議**            **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 現状的にはまだそこまで具体的な部分は出てないのかと思いますが、先ほど町長からありましたけども、12月がよかったと言われたんですが、今回出しましたのが、年末年始から次年度の予算編成がずっと計画されていかれると思いますけれども、それに向けてこの事業自体がですね、次年度の予算に乗るのかどうか、例えばその対策の検討をする予算に関しましても今コンサルに委託するとか出ましたけども、そういうふうな予算が今度の次年度の予算に乗ってくるような段階までいっているんでしょうか。ちょっとその辺をお願いいたします。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。先ほども言いましたように、ちょっと時期的に質問が早うございましたので、そういう対応までは今できておりません。で、やっぱり先ほど言いましたように今年度中で全体的なところの対策の方針を固めて、そして次年度からできるところから予算化をしていきたいということには変わりありませんので、そういった考え方で担当課では事務を進めてくれるだろうと、こう思っております。以上でございます。

**議 長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** そしたら次年度に乗ることは期待はしているんですけども、前回3月にこの質問を出しましたのも、先ほど地質の調査等もあると言われましたけども、1つは防草対策というのもあってちょっと出したんですが、今年は町内清掃等5月は中止になりましたし、9月は自主的になっておりますが、結構地区的に草が生えるエリアが広いといいますか、結構しなないといけない状況になっておりまして、住宅地区の方から話を今聞いておりますところは今度9月の20日ですけども、住宅地区の方々は町内清掃をするということで、どこの地区も言われてるみたいです。総代会の方からは中止ということで連絡は回っているみたいですけども、やっぱり草刈りをしないと景観的にも悪いし、あまり伸びすぎてどうしてもしなないといけないという状況みたいですので、この分の対策としまして、実際法面が急なので草刈りをするのが危険なエリアが結構あるということで、早くしてくれということで住民の方からも出ております。実際、土砂災害警戒区域に入っているところでしたら補助の対象とかでもなるかと思えますけど、そこら辺の、何といいますかね、補助を探すといいますか、そういうこと自体は今現段階では、この事業に当てはまる補助があったかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。まず最初に防草対策というか、草の対策のことを言われましたけれども、この分についてはですね、前回、小谷議員さんの方から路肩の部分約1メートル程度ですね、ここではコンクリートシート工でしたりできないかという提案もいただいておりますので、建設課の中でもですね、ある程度その路肩の部分で勾配が少し安定しているところについてはで

すね、そういった形でできないか今検討をしておるところですが、法面が長いところの真ん中、間についてはですね、なかなかその防草対策というのがちょっと難しいというふうに考えております。それから先ほどの急傾斜地の補助についてですけれども、これについてはですね、急傾斜地崩壊対策事業というのがありますけれども、これにつきましては、町道法面、町有地については補助の対象にならないということで、ほかに補助がないかということではあるんですけれども、基本、町有地の保護、法面の保護についてはですね、今のところその補助事業等が見つからない状況であります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 現段階で補助が見つからないということでしたけども、そうなってくるとやっぱり来年、来年じゃないですね、今後の事業化というものはやっぱり難しくなってくるといいますか、町単でちょっとずつ行っていくというような見方をおいた方がいいのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。先ほど少し話しましたがけれども、崩壊があった箇所とかですね、もう崩壊の恐れがあるという箇所についてはですね、今、若草地区でも前年度、今年度と続けて行っておりますけれども、こういうことについてはですね、継続して、優先して行っていきたいというふうに考えております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** なかなか補助に乗る分が見つければ事業化は早いのかもかもしれませんが、できれば今後も危険箇所ではありますので、何とか乗せれるような補助の対象をですね、探していただくのを期待しまして、あと町単でできる分はできるだけ早く事業化をしていただけるよう期待をしたいと思います。これ以上聞くことはございませんので、ここで終わりたいと思います。

( 1 3 : 1 3 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、波戸勇則議員。

**1 3 番 波 戸** 13番、波戸勇則です。通告書にしたがい「児童生徒のスマートフォン、タブレットの使用について」教育長へ質問します。

スマートフォン、タブレットは、ここ数年で爆発的に普及しており、児童

生徒の保有率も年々増加傾向にあります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出を控えるなど自宅で過ごす時間が今まで以上に増え、スマートフォンなどを使用する時間も長くなっているのではないかと考えます。

子どもは、他者との現実のコミュニケーションを通して、豊かな情緒や道徳性、協調性、社会性などを培っていきませんが、スマートフォンなどの使用はこれを阻害します。さらに長時間の使用が続くとスマートフォンなどに依存してしまう可能性も考えられます。

自覚症状があるけれどやめられない、SNSでつながっていないと不安でスマートフォンを手放せない、気づいたらスマートフォンアプリでゲームをしてしまう、といった子どもたちが増えています。

また、本町が進めている「GIGAスクール構想」は、1人1台のタブレットを持つこととなりますが、今後、ICT化が加速していく中で、学校ではタブレットによる学習、自宅に帰ってもスマートフォンなどを使用することになっていくと、生活時間の半分は、スマートフォンなどの画面を見ることとなります。

長時間の使用は、不眠症、視力の低下など様々な身体的影響や無感情、無表情など精神的な影響も受けることになると考えます。そこで、本町の状況について以下の点を尋ねます。

①児童生徒のスマートフォンなどの保有率の状況は。

②スマートフォンなどを長時間使うことによる発達障害や脳機能低下など様々な弊害が伝えられているが、どのように対応しているか。

③長時間の使用は、依存症を引き起こす危険性があることを認識し、学校や家庭で子どもと十分な話はできているか。

④スマートフォンなどを利用する時間制限やSNSの利用など、ルールづくりは行っているのか。以上、壇上での質問といたします。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 波戸議員の質問にお答えします。

はじめに、児童生徒のスマートフォンなどの保有率の状況ですが、例年、9月頃に県教育委員会による児童生徒の携帯電話の利用状況に関する調査が行われています。1年前の状況になりますが、令和元年9月の調査結果とし

てお答えします。川棚町内の小中学校では、スマートフォン等の所有率は小学校児童が31.1パーセント、中学校生徒が64.5パーセントとなっており、学年が上がるごとに所有率も高くなっています。

次に「スマートフォンなどを長時間使うことによる発達障害や脳機能低下など様々な弊害が伝えられているが、どのように対応しているか」との質問にお答えします。スマートフォンなどを長時間使用することでの弊害として、議員がご指摘されているほかに、眼精疲労や視力低下、肩こり、頭痛、イライラ感、抑うつ症状が見られるVDT、Visual Display Terminalsの略だそうですけど、VDT症候群、睡眠、運動などの生活時間が不足することによる健康障害、ネット依存など心の健康への影響などが日本小児連絡協議会から文部科学省へ提言されているところです。教育委員会では、スマートフォンの発達に与える影響について重く受け止め、家庭教育支援リーフレットを作成しています。そして発達の影響を抑えるためには、子どもたちが幼少期の頃から取り組まなければいけないと考え、平成30年から5歳児発達健康診査の折に時間を取っていただき、短い時間ではありますが、健診に来られた保護者にリーフレットを配布し、早寝早起き、朝ごはんの生活習慣の大切さや、スマートフォンの成長に与える影響等の話をさせていただいています。また、各小中学校ではスマートフォンの弊害を踏まえ、児童生徒に対して朝の健康観察から生活リズムに注視するとともに、小学校ではメディア安全教室の実施やプリント等を配布して指導しています。中学校では、技術家庭科、社会科、特別の教科道徳等を通して、スマートフォン等の通信機器のプラス面とマイナス面を指導するとともに、個人情報や載せない、他人の悪口を載せないなどの情報モラルの指導も合わせて指導しています。また、各学校では保護者に対して学級・学年懇談会、学校保健委員会での研修会の実施や、各PTAが主体となって研修を行っているところです。

3番目の「長時間の使用は、依存症を引き起こす危険性があることを認識し、学校や家庭で子どもと十分な話はできているか」とのご質問ですが、学校では2番目のご質問で述べましたように、各学年に応じた周知、指導を行っているところであり、また、各家庭に対しては次の4番目のご質問とも関連しますが、平成30年に川棚町PTA連合会で作成している、「川棚町

「SNSルール」の基本事項に沿って、各家庭で保護者と子どもがしっかりと話し合いながら各家庭でルールづくりを進めることに、学校とPTAが一体となって取り組んでいるところです。特に中学校では、親子でメディアコントロールの力をつけるために、「メディアコントロールの挑戦」というカードに親子で目標を決めて、メディアの利用時間を記入する取り組みを昨年11月から行っています。これにより親子で会話をしたり、勉強する環境を整えたりしています。

4番目の「スマートフォンなどを利用する時間制限やSNSの利用など、ルールづくりは行っているのか」とのご質問ですが、先にも述べましたように、本町では各小中学校PTAの連合組織である川棚町PTA連合会が主体となって、「川棚町SNSルール」を策定しております。この「SNSルール」では、1、インターネットやゲームは1日の利用時間と終了時刻を決めて使う。2、フィルタリングを設定して利用する。3、SNSには許可なく写真や動画、名前や住所などの個人情報を載せない。4、SNSでメッセージを送る前には、相手の気持ちを考えて読み返す。5、新しいアプリをダウンロードするときは、保護者の許可を受けるなど、スマートフォンなどの利用にあたり、5つの基本事項が定めてあり、この基本事項をもとに保護者と子どもがしっかりと話し合いながら各家庭でルールづくりを進めることで、スマートフォンやSNSでのトラブルを防ぎ、加えてネット依存やスマホ依存のほか、健康障害などを防止するための取り組みとしています。また、各学校及びPTAでは、各種学校通信及び懇談会などの各種会合の折など、機会があるごとに、この「川棚町SNSルール」を児童生徒や保護者に対して周知・啓発しているところです。教育委員会としましても、今後ますます子どもたちが情報機器等を扱う機会が増えてまいりますので、スマートフォンやタブレットなどの正しい使用について、ルールづくりや環境整備、啓発等を各学校やPTA、関係機関と連携しながら行っていきたいと考えています。以上で私の答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**13番波戸** はい。今、教育長の方から答弁いただきました各種PTA主催になった川棚町のルールとかリーフレットの配布とか、いろいろ対応をされているようなんですけども、中学校になると昨年度が64.5パーセント

の保有率ということなんですけども、最近携帯の持ち込みが許可されたとは聞いておるんですけども、それは中学校だけ、小学校も一緒なんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** スマートフォンや携帯電話の持ち込みについては、一部都道府県で認めようという方向性がありますけど、7月に文科省から発出された通知文によりますと、携帯電話やスマートフォンの持ち込みについては原則禁止という状況になっております。県教委も同じ判断ですし、町内の校長会で話された折でも、町内でも、持ち込みについては禁止ということで対応しております。ただ、通学に際して、例えば登校班で家が遠方であって、帰りの時刻、帰りが1人になってしまうとかいう場合で、危険が伴うということでどうしても保護者の方から持たせてもらえないだろうかとということで相談があった場合には、学校において担任が預かって、下校の際に渡すということを、過去そういったことも許可している事例もあります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** そうですね、私の子どもが学校に通っていた頃はですね、保護者の方から何かそういう遠方に家があるとか、そういう条件を付けてお願いしてきても、なかなか持たせていただけなかったところなんですけども、今はそういう相談があれば持たされているということなんですけども、先ほど川棚町で連合会のルールをつくって、1日の利用時間を何時から何時までとか決めて使うというのが①だったと思うんですが、この1日の使用時間ですね、子どもたちの使用時間、これを何か調査されたことはございますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** 生活時間と使用時間等について、毎年学校運営調査というのを文部科学省まで報告する調査がありますけど、それによるとかなりの時間遅くまで使用している状況が伺えます。これによっていくと、調査の内容としましては、就寝時刻、起床時刻、睡眠時間、朝食の状況、学習時間、家庭でテレビ、ビデオ、DVDを見ている時間、家庭でテレビゲーム、コンピューターゲーム、携帯式ゲームなどを使用している時間、家庭でインターネット、携帯電話、スマートフォンなどすべての情報通信機器を使用している時間、ICT機器を使った授業の内容をよくわかるインターネットなどを

使って資料を集めたり、プロジェクター、大型テレビや電子黒板などを使って自分の考えやまとめた内容を発表したりすることができる、という項目について調査を行っております。詳しい調査結果というのは数字が出ておりますけど、私も見せてもらいましたけど、夜中1時過ぎに就寝しているとか、小学生でも睡眠時間が5時間いっていない子がいたりとかですね、ゲームを4時間、5時間以上やっている子ども、児童も見受けられますので、そういったことについては今後啓発、そして学校においてはそういった子ども、保護者に対しては面接とか、そういった話をする必要があるんじゃないかなと考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** 今回の答弁ではやはり長時間使っている子どもさんたちも見受けられるということなんですけども、先ほどリーフレット配布とかPTA連合会の方でルールをつくるとか、保護者会の学級懇談会とかでもルール等とか危険性を伝えてるということなんですけど、やはり現実としてはやはり子どもたちは親の目を盗んでといいますか、親も許可してるのかわかりませんが、やはり使っている現状があるということなんですけど、ここは調査されてるところということですが、2、3、4ちょっとごちゃごちゃになるかもしれませんが、やはり学年が上がるにつれて使用時間が長くなっていくと思うんですね。やはり先ほど教育長が言われたように、数年前から脳への影響とかブルーライトによる自律神経などへの影響、またそういう悪影響等が伝えられていますけども、やはり保護者の方があまり自覚がないのかなという感じを受けております。教育長もその辺はどのように感じておられますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** 私たちの世代、そしてまた、今の親世代の頃からすると、そういった時代にパソコンとかスマートフォンというものがなかったんですね。ですから、いきなり何もこうルールとか使い方もわからないまま手に取って、そして使用している状況。それで周りの人から聞きながら、こういったことができるよ、楽しいよというような状況で今使っていると思います。そして、人にわからなければ自分の名前さえでなければ、秘密の、何を言ってもいい、何を書き込んでもいい、何を投稿してもいいというような、



そういった悪しきですね、ことも問題になっておりますので、そういったルールづくりというのを親が知らないということなんで、各PTAとかで学校で研修会を行ってくるんですけど、やっぱりなんかこう親同士でそういったトラブルが起こったりしていても、来てほしいという保護者がなかなかそういった研修会に参加してくれないんですよ。やっぱりそういったことを地道に啓発して、ルールづくりを今後取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** 今、ルールづくりの方で答弁があったんですけども、やはり国内では県で条例までつくってですね、ルールづくりをしているところもあるんですけども、やはりルールのづくりでやはり今答弁があったように重要なのは、学校と保護者の連携が一番だと思うんですけども、やはり学校や保護者が決めるのではなくてですね、子どもたちと一緒に話し合っ、お互いが納得することが大事だと思うんですが、子どもたちにルールをつくっておいて、親はまた逆にずっとスマホとかPCを扱っているという、また子どもの不安を招くことになると思います。親と子どもと一緒にルールを守って手本になっていくのが必要だと思うんですけども、難しいところなんですけど、ルールをつくっても守らないような状況が現状にあるということで、教育委員会側もちょっとジレンマがあるかと思うんですけども、やはりそこ納得していただかないと、今後さらに悪化していくと思うんですけども、やはり中学校でしたら生徒会でルールをつくるとか、小学校でしたら高学年で5、6年生で話し合っ、こう、例えば川棚小学校だったらこういうルールで使おうよという、子どもたちから提案してもらおうような方策がいいかなと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** はい。今、波戸議員の提案はとてもいいことだと思っております。上から決められた提案というのはですね、押し付けられたルールっていうのは子どもたちもなかなか守れないと思います。やっぱり自分たちで、生徒会等で話し合うというようなことっていうのが一番自主規制というかですね、そういったことができてくるんじゃないかなと思っております。携帯電話を持たせるときでも、学校としては必ず親にフィルタリングをしてくだ

さいというようなことしておりますけど、実際、実情としては、フィルタリングをしていると答えた子どもが、中学生で37パーセント、小学校で30パーセント、フィルタリングをしていないというのが、中学生で18パーセント、小学校で40パーセント、あとがもうどちらかわからないという状況で、親世代、フィルタリングなんかもルールを決めていても、なかなか親ができていないという状況もありますんですね、子どもたちにやっぱりそういうルールづくり、マナーとかいうのを自主的に身に着けていく方法がこれからは有効じゃないかなと思っているところです。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** 今、4番の方で答弁いただいたところなんですけど、その2番、3番のところでも内閣府の発表でなんですけども、平成30年度、中学生のスマートフォン利用時間は平均で160分を超えている。さらにはその60パーセントが2時間以上使用していると出ております。部活や学習時間を考えると、スマートフォンなどにかかる時間が長く、依存率が高いことがわかってきております。今後依存症や、この依存症からまた不登校などにつながっていく可能性もありますけども、先ほどルールづくりでされていると言われましたけども、ほかに何か対応策とかは今後何か検討はされていかれる予定はありますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** なかなかですね、この教育委員会とどうしようと保護者とのルールづくりをどうしようというのがですね、なかなか難しいところがあります。各学校において学校保健委員会とか、そういったPTA総会とかいうところで、やっぱり地道に取り組んでいくほかないかなと思っています。そしてまたトラブル防止というところで、やっぱりそういった危険性っていうのを訴えかけていくという必要もあるんじゃないかなと思っています。そういった危険性とかいうところを、もうちょっと子どもたちとかですね、大人の方にも啓発の材料として取り組む、これからのルールづくりというところに役立てていただければいいのかなと思っています。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** はい。今ですね、ネットを検索するとですね、スマホ依存度チェックというのがたくさん出てくるんですよ。この依存度チェックをです

ね、定期的に中学生と小学生の高学年を対象にですね、定期的にやっていくという考えはないですか。それをするとですね、自分がネット依存になっているのか、なりかかっているのかが自分で自覚できると思うんですけども、そういう方法も1つだと思うんですが、その辺を検討される考えはないでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** はい。今回の質問で私もいろいろ調べてみまして、そういった自分で自己診断するものがあるっていうこと、私自身も見つけて、これいいなと思いましたので、こういったことを各学校の校長に紹介してですね、取り組んではどうかということを進めていきたいと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** はい。ぜひ進めていただければと思います。そしたら自分がどれくらい依存しているのか、また依存していないのかというのがわかると思いますので、進めていただけたらと思います。

それとですね、本町ではG I G Aスクール構想ということで進めておられますけども、児童生徒一人ひとりに1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育、I C T環境を実現する。これまでの我が国の教育実践と最先端のI C Tのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出そうという、このG I G Aスクール構想が進められておりますけども、この既に始まっている情報化社会では、必要なスキルだと理解はできるんですけども、文科省が進める構想と、数年前から先ほどからあるように、長時間の使用による脳や身体に与える影響など、この両方を考えるとですね、矛盾といいましょうか、何かこう違和感のようなものを感じられるんですけども、教育長はその辺何か感じることはないですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** はい。今回G I G Aスクール構想で1人1台端末っていう政策が打ち出された理由としては、子どもたちの学力低下が一番なんですね。読解力の調査であるんですけど、これで日本のランクが大分下だと、コンピューターとかインターネットを使って必要な情報を得て、そこから回答を

すると、導き出すということが子どもたちができていないと。これは日常的にインターネットとかパソコンを使っている教育っていうのを子どもたち受けてないんで、そういったことができていないということで、やっぱりそういった情報化、読解力、学力を高めるためにこういったことを進めていくということですので、このことは大いに進めていかなくちゃいけないと考えております。逆に、そういったものを勉強のために、学習のために役立てているかということで行くと、先進国の中では日本は最下位の方になるんですね。ただ、こういった情報機器、ゲームやチャットというところですね、友達との交流というところでいくと世界で1位と。そういった遊びの方では情報機器というのは子どもたち使っておりますので、そこらあたりを今からタブレットを1人1台持たせて、家庭でもそういったタブレットを使える環境にしていくわけなんですけど、そういった家庭に働きかけながら、子どもたちが学習に生かすために、タブレットを活用できるような方策を今後ですね、親子で話し合いながら、そしてまた学校と保護者でそういった必要性について説いていかななくてはいけないのかなと思っております。やはりもうタブレットばかり扱って、睡眠時間も削られて、不登校になったり、健康障害になったということになったら本末転倒ですので、そういったことがないようなことをですね、今後取り組んでいかなくちゃいけないと思っております。

**議 長** 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** はい。今、教育長から答弁があったようにですね、OECDによる2018年度の学習到達度では、日本は先ほど言われたように、学校や家庭でICT端末の使う頻度が37か国中で最下位、チャットやゲームでは1位、遊びに偏りすぎているのかなという報告がございます。これをですね、逆に学びに向けたICT利用につなげていくのが大事だと思いますけども、この1人1台与えるタブレットでは、先ほどちょっと疑問に思うんですけども、ゲームとかはダウンロードとかできるんですか。できないようには、そういう仕様にはなるんですか。しようと思えばダウンロードできるようになるんですかね。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** セキュリティ関係については、今から設定をしなくちゃいけ

ないと思っておりますけど、やっぱりダウンロードしたりとか、親がですね、逆に子どものタブレットを使って、そういったので使うっていうのもおかしい話になってきますので、そこらあたりはもうルールづくりになってくるのかなと思っております。ただ、常時ですね、タブレットを持ち帰らせても、それでネットにつなげなくてもいいようにですね、一応タブレットの中に学習の情報とかインストールして、問題なんかは今でもやっておりますけど、そういったソフトをタブレットに入れて、それを勉強させるというようなこともできますので、今からそういった学習の仕方については各学校で授業後の中で子どもたちに教えながら、一緒に使いながら、約束づくりも合わせてやっていかなくちゃいけないのかなと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** はい。そのルールづくり、一番大変だと思いますけども、児童生徒が中心となってルールを自分たちで決めていくという方法で進めていただけたらと思っております。

最後になりますけども、総務省の方ではスマホの使い過ぎとか、依存度傾向など注意喚起をしておりますけども、逆に文科省は先ほどのようなG I G Aスクール構想によってI C Tの活用を進めておられます。これからはですね、あらゆる場面を想定しながら学校と家庭が連携して、また子どもたちを指導していくことが大切だと思いますので、今後子どもたち自身でルールをつくってもらって、このルールが守られるような子どもたちの環境づくりができるようにしていただきたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** はい。本当に議員の皆様のご理解もあって、川棚町においてはI C T関係においては他所の市町から視察に来るぐらいですね、環境を整えてまいりました。今後はですね、やっぱりそういった素晴らしいI C T環境を実際子どもたちに先生たちが役立てる、子どもたちの教育のためについてということでやっていかなくちゃいけないので、せつかくあるものを宝の持ち腐れにならないようにですね、本当に子どもたちが将来自分の夢が叶えられるような環境がもうできあがってきてますので、保護者とともにルールをしっかり決めながらですね、有効活用をしていかなくちゃいけないと思っております。そのためにも、これからも教育委員会としても働きかけていきた

いと思っておりますけど、議員の皆様方のお力添えをいただければと思っております。よろしく申し上げます。

13番波戸 終わります。

(13:47)

議 長 通告者の質問がすべて終了しましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(13:47)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 堀池浩

会議録署名議員 山口隆